

解体用機械の使用方法、就業制限等に係る新たな規制のあり方 に関する検討会開催要綱

1 趣旨

建設物の解体工事現場等で使用される、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及びつかみ具をアタッチメントとして装備する自走可能な建設機械は、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に規定される解体用機械には該当しないため、車両系建設機械に係る各種規制の適用がないが、これらの機械は解体工事現場への導入が急速に進んでおり、労働災害も発生しているところである。

このようなことから、標記検討会を開催し、これら未規制の解体用機械の安全な使用方法及び運転者の具備すべき要件について検討を行うことにする。

2 構成員及び開催方法

- (1) 行政が次の団体に職員等の参集について照会し、それを受けた関係者により構成する。構成員が自主的に集まり議論し、10月半ば頃までに一定の方向性を取りまとめるものとする。

建設業労働災害防止協会

建設労務安全研究会

社団法人全国解体工事業連合会

一般社団法人全国登録教習機関協会

その他参加を希望する団体又は個人

(50音順)

- (2) 座長

参集した構成員が、その互選により座長を選任する。

3 検討事項

- (1) 未規制の解体用機械の使用方法に関する規制のあり方
(2) 未規制の解体用機械の就業制限等のあり方
(3) その他解体用機械への規制に関すること

4 参集照会、検討会での調整等

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室が務める。

解体用機械の使用方法、就業制限等に係る新たな規制のあり方
に関する検討会構成員名簿

建設業労働災害防止協会	高橋 元	技術管理部長
	三木 充	教育部長
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 解体用機械検査検討分科会	村上 義広	委員長
建設労務安全研究会	加藤 正勝	理事長
	近藤 信行	理事
社団法人全国解体工事業連合会	出野 政雄	理事・事務局長
一般社団法人全国登録教習機関協会	狩野 幸司	事務局長
	森下 秀一	アドバイザー

(団体の50音順)